

「大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務」企画提案仕様書

1 業務委託名称

大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響を受けている市内事業者を支援するため、キャッシュレス決済ポイント還元事業（以下「本業務」という。）を実施することにより、市内外からの消費を喚起し、市内経済の活性化を図るとともに、非接触型のキャッシュレス決済の普及による「新しい生活様式」への対応促進を図るため、本業務を実施するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

4 提案限度額

100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額は、ポイント付与原資、事務費、消費税、地方消費税を含むものとする。

※受託者が本業務を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料若しくはその両方を変更する契約変更を行う。その際、変更・中止に伴って発生した費用については、別途協議するものとする。

5 事業概要

市内の対象店舗において、商品・サービス等を購入・利用するに当たり、対象となるキャッシュレス決済サービスを用いて決済した方に、予算の範囲内で、当該決済額の20%分のポイントを還元する事業を実施する。当該事業の実施に当たり、本業務に係るキャッシュレス決済サービスを実施する事業者（以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。）やポイント付与の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の選定、事業の広報、事業者、利用者及び一般消費者からの問合せ対応、ポイント付与対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント付与及び事業実績報告等を行う。

(1) ポイント付与対象期間

令和5年6月～7月の間の連続した30日間程度（土曜、日曜、祝日を含む）とし、速やかな実施を考慮した上で、ポイント付与対象期間を提案すること。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、市と協議の上、決定するものとする。

(2) ポイント還元率及びポイント付与上限

ポイント還元率は、決済額の20%とする。また、1決済当たりの付与上限額及びポイント付与対象期間中の1対象キャッシュレス決済事業者当たりの付与上限額については、上記4の提案限度額の範囲内において、提案すること。

ただし、ポイント付与上限については、市と受託者が協議のうえで、最終決定するものとする

(3) 対象店舗

下記6(3)において選定された店舗とする。

6 業務内容

(1) 事務局の設置

契約締結後速やかに、本業務全般の総括や市との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

ア 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。

イ 全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。

ウ 個人情報、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出がないよう体制を確保すること。

エ 複数の対象キャッシュレス決済事業者で、統一的に本業務を行うための調整、管理を行うこと。

オ 市及び対象キャッシュレス決済事業者との連携を密にすること。

カ 対象店舗データ、利用金額、ポイント付与原資等の管理を行うこと。

キ 業務に必要な準備を行うこと。

(2) 対象キャッシュレス決済事業者の選定

ア 本業務に係る対象キャッシュレス決済事業者について、加盟店舗数や導入及び利用のしやすさ、知名度などを考慮し、できるだけ多くの市民及び事業者が利用し、事業目的が十分に達成されるよう4者以上選定し、提案すること。なお、選定にあたっては、コード決済を行う事業者を3者以上、スマートフォンを持っていない人でも利用できるプリペイド式電子マネー決済を行う事業者を1者とする。

イ 対象キャッシュレス決済事業者の選定にあたっては、利用者の公平性と利便性を考慮し、市内で広く普及が進んでいる事業者を中心に選定すること。

ウ 受託者は対象キャッシュレス決済事業者を統括して本業務を実施するため、対象キャッシュレス決済事業者と緊密な協力関係のもと、事業効果が十分に達成されることを勘案し、対象キャッシュレス決済事業者を選定すること。

エ 対象キャッシュレス決済事業者は、企画提案書に基づき、受託者決定後に市と協議の上、最終決定するものとする。

(3) 対象店舗の選定

ア 以下の条件を全て満たす店舗（ECサイトを除く。）を対象店舗として選定すること。

① 大船渡市内に店舗を有し、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗であること。

② 対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。

③ 上記①～②の店舗のうち、下記の店舗及び市が別途指定する店舗は、原則として対象外とすること。

・保険適用医療機関

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する施設

イ 対象店舗リストの作成を行い、市と協議すること。なお、作成に当たっては、地域及び業種単位で作成するなど、閲覧しやすいように工夫すること。

ウ 対象店舗リストの作成に当たり、対象業種の判断に疑義が生じた場合は、店舗への架電や店舗ホームページ、実地調査等により確認を行うこと。

エ 対象店舗の除外及び追加については、適宜市と協議の上、実施すること。

オ 対象店舗には、本業務の対象であることを通知するとともに、速やかにポイント付与を開始することができるよう、運営マニュアルやチラシ、ポスター等の広告物、その他必要な物品を送付すること。

(4) キャッシュレス決済及びポイント付与

ア ポイント付与対象期間中に、対象店舗において対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対し、対象キャッシュレス決済事業者を通じ、決済額の20%のポイントを還元すること。

イ ポイント付与の対象は、原則として以下に掲げるものを除く商品・サービス等とする。

- ① インターネット販売等、実店舗外での決済
- ② 公共料金及び納税に関する支払い
- ③ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑤ 保険医療や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他本業務の目的・趣旨から適切でないとし市が判断するもの

ウ 受託者は、ポイント付与状況の進捗管理を行い、ポイント付与対象期間中、原則として、毎日（土曜、日曜、祝日を除く。）、市に対しポイント付与状況の報告を行い、予算を超えない範囲内でポイント付与を行うこと。

エ 受託者は、ポイント付与額がポイント付与原資上限に達する見込みとなる場合は、事前に市に報告し、業務委託料を超過することのないよう速やかにポイント付与対象期間終了の協議を行うこと。

オ 受託者は、ポイント付与対象期間を早期終了する場合、対象店舗及び利用者に対し、遅延なく告知する体制を整えること。

※ポイント付与原資の上限管理方法、早期終了に対する体制等を具体的に提示すること。

(5) 本事業の広報

ア 効果的な告知方法（ホームページ、SNS等）により、広く事業の周知を図ること。

イ 市と協議の上、対象店舗に配布するチラシやポスター、店頭掲示物等の広報物を作成し、対象店舗に、消費者がすぐに分かるよう掲示（ポスターやステッカーの貼付、レジ周辺へのPOP設置等）を促すこと。

ウ キャッシュレス決済に不慣れな消費者に対しても、利用方法に関するわかりやすいチラシ等を作成するなど、利用者に配慮した周知を行うこと。

エ ホームページの作成、更新など告知にあたっては市と協議の上、行うこと。

オ 広報の実施に当たっては、事前に市の確認を受けること。

(6) 事業者及び利用者からの問合せ対応

ア 本業務に係るコールセンターを開設し、事業者及び利用者からの問合せ等に対応すること。

イ コールセンターは、上記(5)の広報開始までに開設すること。

ウ 利用者及び事業者からの問合せ対応時間：

10時から17時まで（土曜、日曜、祝日を除く。）を基本とする。ただし、ポイント付与対象期間中は、土曜、日曜、祝日も実施すること。

※上記によらず、より長く対応することが望ましいこと。

エ 問合せ数を考慮し、配置人数及び開設期間を設定すること。

オ 対象キャッシュレス決済事業者と連携し、事業者及び利用者からの問合せに円滑かつ誠実に対応すること。

カ コールセンターにおいて、対応不可能な事例、折り返し連絡が必要な事例が発生した場合や、事故が発生した場合は、速やかに市に連絡すること。

キ 問合せの概要や件数について、翌日に市に報告すること（土曜、日曜、祝日を除く。）。

ク その他、必要な事項については、市と協議の上、決定することとする。

(7) キャッシュレス決済普及促進

ア 市内店舗のキャッシュレス化を進めるため、事業者に対し、本業務に係るキャッシュレス決済導入手続や経営上のメリットなどを効果的に伝える説明会を2回以上実施すること。

イ 利用者に対し、キャッシュレス決済を普及させるため、本業務に係るキャッシュレス決済のメリットや利用方法等に関する説明会を開催すること。

ウ シニア世代など、決済アプリやスマートフォン操作に不慣れな方やスマートフォンを所有していない方等への支援を工夫して行うこと。

エ 説明会を実施する際には、その内容について、市と協議のうえ、決定するものとする。また、会場として市の施設を利用する際は、会場費はかからないものとする。

オ 説明会等への参加が困難な事業者及び利用者に対しても、対象キャッシュレス決済のメリットや利用方法等を周知する工夫を行うこと。

カ 本業務の対象となる店舗が、新規に対象キャッシュレス決済の導入を行おうとする場合、導入や利用のサポートを行うこと。

(8) キャッシュレス決済動向調査

ア ポイント付与期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における、対象店舗数、業種別決済状況、利用者数及び利用回数等、可能な限り詳細な集計分析を行い、本業務の効果検証を行った上で事業実績報告書を作成すること。

イ 本業務の効果検証について、事業者や利用者へのアンケート調査等の手法により、報告書を作成すること。

ウ 事業結果及びアンケート調査結果をもとに、市内でのキャッシュレス決済の定着・拡大に向けた方策についての考察を事業実績報告書に記載すること。

(9) 成果物の提出

受託者は、委託期間の満了前までに、次に掲げる事項に留意の上、上記(1)から(8)までの

業務に関する成果物を市に提出するものとする。

なお、成果物提出後に、不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

ア 納入物

- ① 業務完了報告書（紙媒体） 2部
- ② 業務完了報告書及び提案書記載の業務を実施したことがわかる電子データを保存した電子媒体 2部

イ 納入場所

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
岩手県大船渡市商工港湾部商工課

7 委託料の支払

業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

なお、ポイント付与原資については、使用されずに失効するポイント分を鑑み、下記の計算式で算出した額をポイント付与の実績額として支払う。ただし、受託者は、市が業務の遂行に必要なと認めるときは、業務完了前に事業実施に必要な額を請求できる。

（計算式）ポイント付与期間中のポイント付与実績額 ×（1 - 失効率）

【失効率の算出方法】

- (1) ポイントに有効期限がある決済事業者
失効率は、過去の当該決済事業者の実績データ（6か月以上の期間のもの）から算出する。
- (2) ポイントに有効期限がない決済事業者
失効率は、0とする。

8 その他留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、市と受託者が協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、効率的な業務運営とともに、できる限り市内の事業者から必要物品、資機材等の調達を行うよう努めるものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。また、本業務の一部を再委託する場合には、市内事業者の中から優先して選定するよう努めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、大船渡市個人情報保護条例（平成17年12月20日条例第30号）等を遵守しなければならない。
- (6) 本業務における成果物は全て市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。
- (7) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。

- (8) 業務上のトラブルなど、緊急時には遅滞なく市に報告すること。
- (9) 本業務の遂行に当たっては、適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、感染拡大の恐れがある場合には、今後の事業遂行について、市と受託者が協議を行うこと。
- (10) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と受託者は常に密接な連絡を取り、当該打合せ等に係る議事録については、受託者が作成し、次回打合せまでに市へ提出のうえ、確認を受けること。
- (11) 本仕様書について、実施効果を高める有効な方策等がある場合、市と協議のうえ、内容の一部を変更可能とする。
- (12) その他、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。